

宿泊者も近隣住民も、みんなが安心して過ごせる宿泊環境を作るために

ごみを施設外に持ち出さないよう 宿泊者に伝えてください

施設の分別ルールを守ること

- ・ 宿泊施設ごとにごみの保管方法を、
宿泊者に周知するため、**多言語での表記、
イラストや写真**を使った表示をしてください
(宿泊者にごみの排出をさせてはいけません)
- ・ 外国人の宿泊者にルールを理解してもらうため、
立会い時などにごみの保管方法や保管場所
を現場でお伝えすることも効果的です
※ **プラスチック類はすべて産業廃棄物です**



家庭ごみ集積所にごみは出さないこと

- ・ 宿泊者や清掃スタッフが、家庭ごみ集積所に
ごみを捨てることのないよう周知を徹底してください
- ・ 特に、**スーツケース**や**傘**などのごみは絶対に家庭ごみ
集積所に捨てることのないよう徹底してください



モバイルバッテリーなど小型充電式電池内蔵製品は 燃えるごみには絶対混ぜないこと

- ・ 火災の原因になります。
宿泊者が適切に処理を行うよう徹底してください

ごみをみだりに捨てるとう法投棄となり、
法律により処罰されることがあります。



根拠法令「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科」

お問い合わせ

民泊の廃棄物について
新宿区環境清掃部 新宿清掃事務所
事業系ごみ減量係 ☎ 03-3950-3814

民泊全般について
新宿区健康部 衛生課 環境衛生係
☎ 03-5273-3870